

参考様式 6（第 7 条関係・公表用）

№	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	改正案に掲げられた第 11 条（7）の改正は不要である。	・公共的団体の位置づけを明確に示すことで十分である。 ・「スポーツ少年団」だけが特別に別枠を設け減免対象になるのかが不透明である。 ・スポーツ少年団であっても使用料を支払うべきである。	御意見のとおりです。修正いたします。 町といたしましては、青少年の健全育成を目的として活動するスポーツ少年団に対して、経済的負担を軽減することにより支援していくことにしたものです。
2	スポーツ施設の使用料及び使用基準をしっかりと考え、見直すべきである	・使用基準及び料金の見直しを行う際は美里町の現状をしっかりと把握し、専門知識を持った方の意見も踏まえ、美里町のスポーツ施設に合った使用基準及び料金を見直しをしていただきたい。 ・美里町スイミングセンターの使用に関しては、使用の状態や施設設備、衛生環境や仕組み等が違うため、他の体育施設と別に考えるべきである。	スポーツ施設の使用料の設定につきましては、時間単位を基本としています。また、併せて使用区分を統一いたしました。 スイミングセンターにつきましては、上記とは別の基準で使用料を設定しております。
3	美里町スイミングセンターの利用料金について適正に改正すべきである	・条例上、町内の子ども達が無料とはなっていないが、現在無料で入館している。 ・町内の子どもからも利用料はいただくべきである。減免にして無料化してしまうことで、様々な弊害がある。利用している住民側に立ち、物事を考えていただきたい。 ・使用料金が低い。施設管理状態からするならば、異常に高額と思われる。 ・コース専用使用料に関しては、二重に使用料金を支払う仕組みになっている。使用料金の項目の考え方に異論がある。 ・高校生以下の登録専用券が必要である。 ・登録専用使用料が 15400 円、8200 円とあるが、15000	御意見をいただきましたスイミングセンターの使用料につきましては、使用形態や、使用方法などを再度検討して修正し、条例案を作成します。

		円、8000 円でよいのではないか。	
4	休館日、利用時間等について改善すべきである。	・休館日が多すぎる。登録専用使用券を購入しても、使えない日が多いのは非常に不満である。住民のニーズに応えていただきたい。 ・利用時間にスイミングセンターのみが、「退出するまでを含む」ということに変更になったのは、どのような理由からなのか住民に説明すべきである。	冬季の休館につきましては、施設設備の点検業務や改修工事等のために必要でありますので、御理解願います。 従来の「午前・午後・夜間」の使用時間の区別をなくしたことにより、「1 回の使用」の意味を明文化し、「入館してから退出するまで」と規定したものであります。
5	語句と内容を精査し直していただきたい。	・スイミングセンターの「登録使用の登録できる者は、16 歳以上とする」とあるが、なぜ 16 歳以上なのか？ ・「25 メートルプールの 1 つのコースを専用して使用する場合は、一般使用料及び登録使用料のほかに、コース専用使用料を支払わなければならない。」住民の疑問を払拭していただきたい。	御意見をいただきましたスイミングセンターの使用料につきましては、使用形態や、使用方法などを再度検討して修正し、条例案を作成します。